平成２３年（フ）第１３６７１号
東京都大田区東矢口３丁目28―14、住民票上の住所東京都大田区西蒲田６丁目17―17―302
債務者　大島　　実
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７７４号
東京都江東区亀戸５丁目34―１―203
債務者　川瀬　　博
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８７８号
東京都大田区大森北１丁目34―14　岡谷ビル４－Ａ
債務者　杉山　高志
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８７９号
東京都大田区大森北１丁目34―14　岡谷ビル４－Ａ
債務者　杉山　俊枝
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９７７号
東京都板橋区成増１丁目35―３―302
債務者　坂寄　　愛
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３１４号
東京都墨田区両国３丁目22―11―203
債務者　吉満　昌代
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６号
東京都青梅市新町９丁目３番地の１トリヴァンベール美船Ａ103
債務者　遠藤　良信
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７８号
東京都小平市美園町１丁目４番１号むつみ荘202号
債務者　金子　芳江
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４３２号
大阪市城東区中央２丁目10番２号　リトルハウス中央302号室
債務者　宇都　英輝
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２５６号
神奈川県川崎市宮前区菅生１丁目２―11
債務者　武田　早苗
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３７４号
東京都世田谷区南烏山４丁目27―９―402
債務者　鎌部　直和
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３９０号
東京都板橋区赤塚新町３丁目32―１―205
債務者　福田加枝子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４０９号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―３―704
債務者　正盛　和美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４３０号
東京都北区志茂１丁目８―10―203
債務者　矢口　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４８９号
東京都大田区羽田３丁目14―６　越前実方
債務者　赤沢　道子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部